

長野市加齢性難聴者補聴器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、高齢者の補聴器の適正利用の促進、生活の質の維持及び社会参画の促進のため、加齢による聴力の機能の低下によりコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす高齢者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住所を有していること。
 - (2) 規則第3条の規定による補助金の交付の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する年度（当該申請日が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯に属していること。
 - (3) 聴力レベルがおおむね40デシベル以上70デシベル未満であること。
 - (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る。）の交付を受けていないこと。
 - (5) 補聴器を使用することが必要であると専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から補聴器相談医として委嘱された耳鼻咽喉科の専門医をいう。）の診断を受けていること。
 - (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、日常生活に支障が生じる程度にまで聴力の機能が低下していると市長が特に認める者が、同項第1号、第2号及び第4号から第6号までに規定する要件を満たす場合は、補助対象者としてすることができる。

(対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器に該当する補聴器（以下「補聴器」という。）の購入に係る経費とする。

2 補助金の額は、対象経費の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市加齢性難聴者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 医師意見書（様式第2号）
- (2) 申請者及びその世帯に属する者の市町村民税の課税状況を証する書類（申請日

の属する年（当該申請日が1月から6月までの間にある場合にあっては、当該申請日の属する年の前年）の1月1日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていない場合に限る。）

(3) 見積書その他の対象経費の額が確認できるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、当該申請を行う年度の2月末日とする。

（補助事業の内容の変更等）

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市加齢性難聴者補聴器購入費補助金変更承認申請書（様式第3号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市加齢性難聴者補聴器購入費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

（実績報告）

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市加齢性難聴者補聴器購入費補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、領収書その他の補聴器の購入に要した費用を証明する書類（次に掲げる要件を全て満たすものに限る。）とする。

(1) 宛名が申請者の氏名であるもの

(2) 次に掲げる内容が確認できるもの

ア 補聴器を購入した日

イ 購入した補聴器の価格

ウ 購入した補聴器のメーカー又は型番

エ 購入した専門店の名称及び所在地

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付請求）

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市加齢性難聴者補聴器購入費補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。